

## 成年後見制度

平成12年4月1日、わが国はこれから迎える高齢社会に対応して、新しい成年後見制度（以下本制度）をスタートさせました。従来の禁治産・準禁治産制度を改正し、高齢者や障害者が地域社会でともに生活できる社会基盤を作る、新しい理念であるノーマライゼーションを基本とした本制度を制定しました。本制度を維持発展させるためには、関連する専門士業団体の協力が必要とされ、また、期待されているところです。

日本税理士会連合会では、社会の要請にこたえるため税理士の専門的職能を活用し、社会貢献を果たすとの観点から、本制度への参画を公益的な業務と位置づけ、税理士の積極的な参加を目的に、平成23年7月28日、本制度を専門的に扱う日税連成年後見支援センターを設置し、本制度の研究とその対応策等の検討を行っています。「税理士のための成年後見ガイドブック」や「税理士のための成年後見Q&A」が、成年後見制度の内容をわかりやすく解説し、税理士がこの制度を担う意義及び税理士会が果たす役割などについて一層の理解を目的として作成されています。

また全国の税理士会では地域に密着した活動の一環として、各地域に成年後見支援センターを開設しています。成年後見制度に関して東北税理士会成年後見支援センターをご活用ください。